

第1回 緑の基本計画検討部会（京都市都市緑化審議会）

配付資料一覧

1 次第

2 委員名簿

資料1

3 座席表

資料2

4 次期緑の基本計画について（諮問）

資料3

（令和6年6月10日 第17回京都市都市緑化審議会）

5 説明資料

資料4

6 関係法令等

資料5

- ・京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）
及び京都市都市緑化審議会規則
- ・都市緑地法（抄）

第1回 緑の基本計画検討部会

次第

日 時 令和6年6月17日（月）午後2時00分～午後4時00分

場 所 京都市役所分庁舎4階 第6会議室

次 第

1 開 会	永田みどり政策推進室長
-------	-------------

2 委員紹介

3 部会長あいさつ

4 審 議

審議事項：次期緑の基本計画における基本理念、将来像、基本方針、目標の方向性

5 閉 会	朝山みどり政策推進室担当部長
-------	----------------

緑の基本計画検討部会 委員名簿

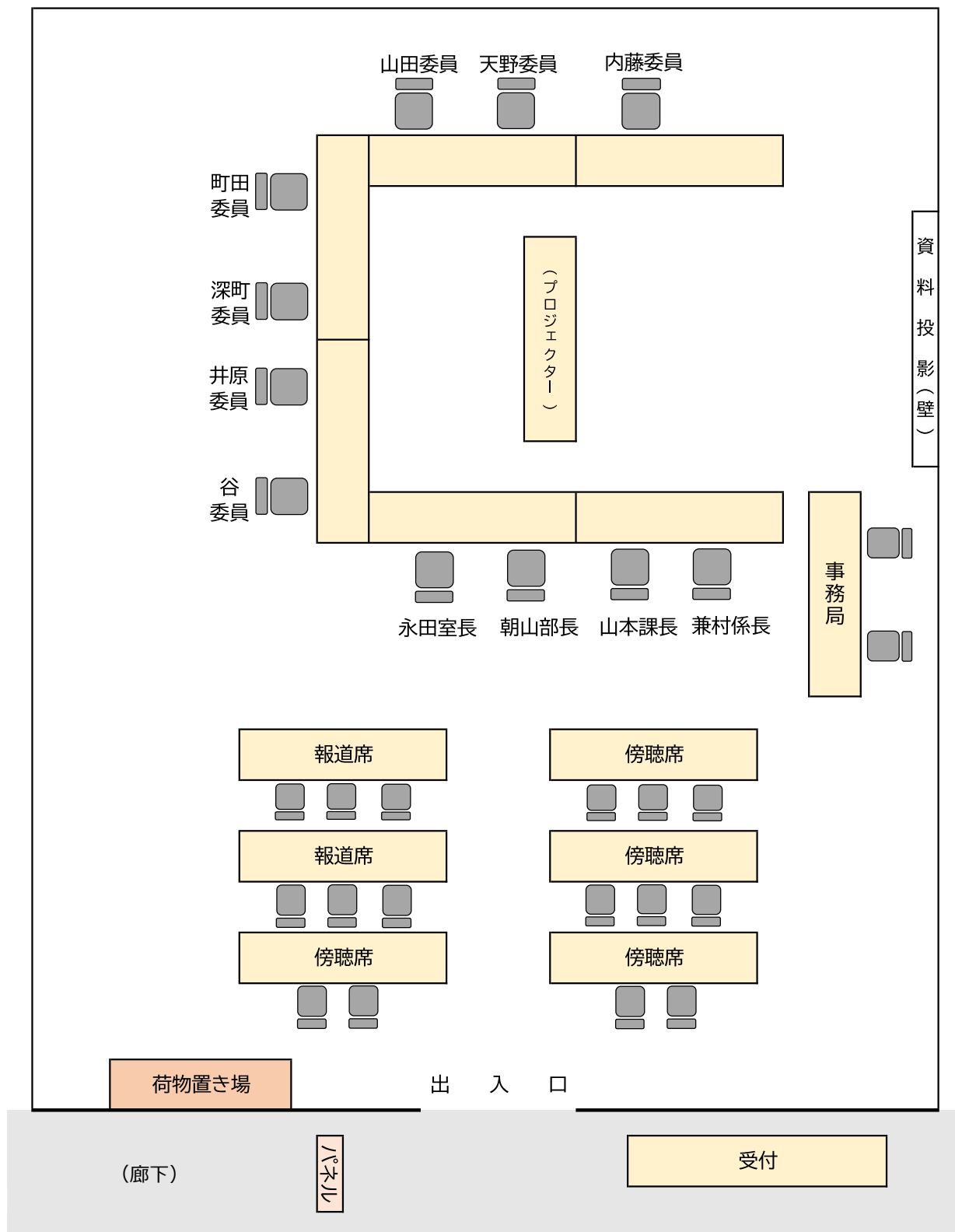
(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属 等 ※
あまの はるみ 天野 晴美	京都府私立幼稚園PTA連合会 参与
いはら ゆかり 井原 縁	奈良県立大学地域創造学部 教授
たに ともこ 谷 萌子	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会 代表者会議代表者
ないとう ひかり 内藤 光里	市民公募委員
ふかまち かっえ 深町 加津枝	京都大学大学院 地球環境学堂地球親和技術学廊 准教授
まちだ まこと 町田 誠	一般財団法人公園財団 常務理事
やまだ とよひさ 山田 豊久	一般社団法人京都造園建設業協会 会長

※ 令和6年6月17日時点

第1回 緑の基本計画検討部会
(令和6年6月17日 午後2時～午後4時)

座席表
(於:京都市役所分庁舎第6会議室)



京 都 市

諮 問 書

京都市都市緑化審議会会長

深町 加津枝 様

次期緑の基本計画について、
貴審議会の御意見をいただきたく、
ここに諮問します。

令和6年6月10日

京都市長 松 井 孝 治

令和6年6月10日
京 都 市

次期緑の基本計画について（諮問）

（諮問理由）

山紫水明の自然や庭園をはじめとするうるおいある緑を誇る本市では、平成6年の都市緑地法に基づき、平成11年以降「京都市緑の基本計画」に、市街地及び周辺部の多様な緑を互いにつなぐという「緑の将来像」を掲げ、緑の保全、緑化の推進に取り組んでおります。

今般、本市では、現行計画（2010年3月策定）が、間もなく目標年次（2025年）を迎えるに当たり、次期緑の基本計画の策定を行うこととしております。現行計画の策定から現在に至るまでの期間、脱炭素社会や自然と共生する社会の実現に向けた国際的な潮流、コロナ禍を経て顕在化した市民生活の満足度向上への希求、既存インフラの魅力向上・長寿命化や災害の激甚化対策に対する社会的な要請など、緑を取り巻く社会情勢は大きく変容しております。

本市の情勢としては、この間に、人口減少社会という新たな局面に入っております。少子高齢化と併せて、本市の文化、くらし、経済をいかに次世代につないでいくかが重要な課題となり、緑が魅力ある都市生活の維持・向上に果たす役割の重要性が一層増しているところです。一方で、本市では、持続可能な行財政運営の確立に向けた取組を展開しているものの、公園緑地をはじめとする既存ストックの老朽化が進んでいるため、いかに京都に住まう人、携わる人が今一度、団結・連携を強め、今ある緑を魅力あるものにマネジメントしていくかが問われます。

つきましては、これらの社会情勢、本市の魅力や課題、現行計画の成果を踏まえた、次期緑の基本計画について、ご意見をお伺いすべく、貴審議会へ諮問するものです。

第1回

緑の基本計画検討部会

説明資料

<2024.6.17 京都市都市緑化審議会 緑の基本計画検討部会>

目次

1. 部会の進め方

部会の実施スケジュール

2. 計画のフレーム

位置付け／対象／構成

3. 基本理念の方向性

4. 将来像の方向性

5. 基本方針の方向性

6. 目標の方向性

目次

1. 部会の進め方

部会の実施スケジュール

2. 計画のフレーム

位置付け／対象／構成

3. 基本理念の方向性

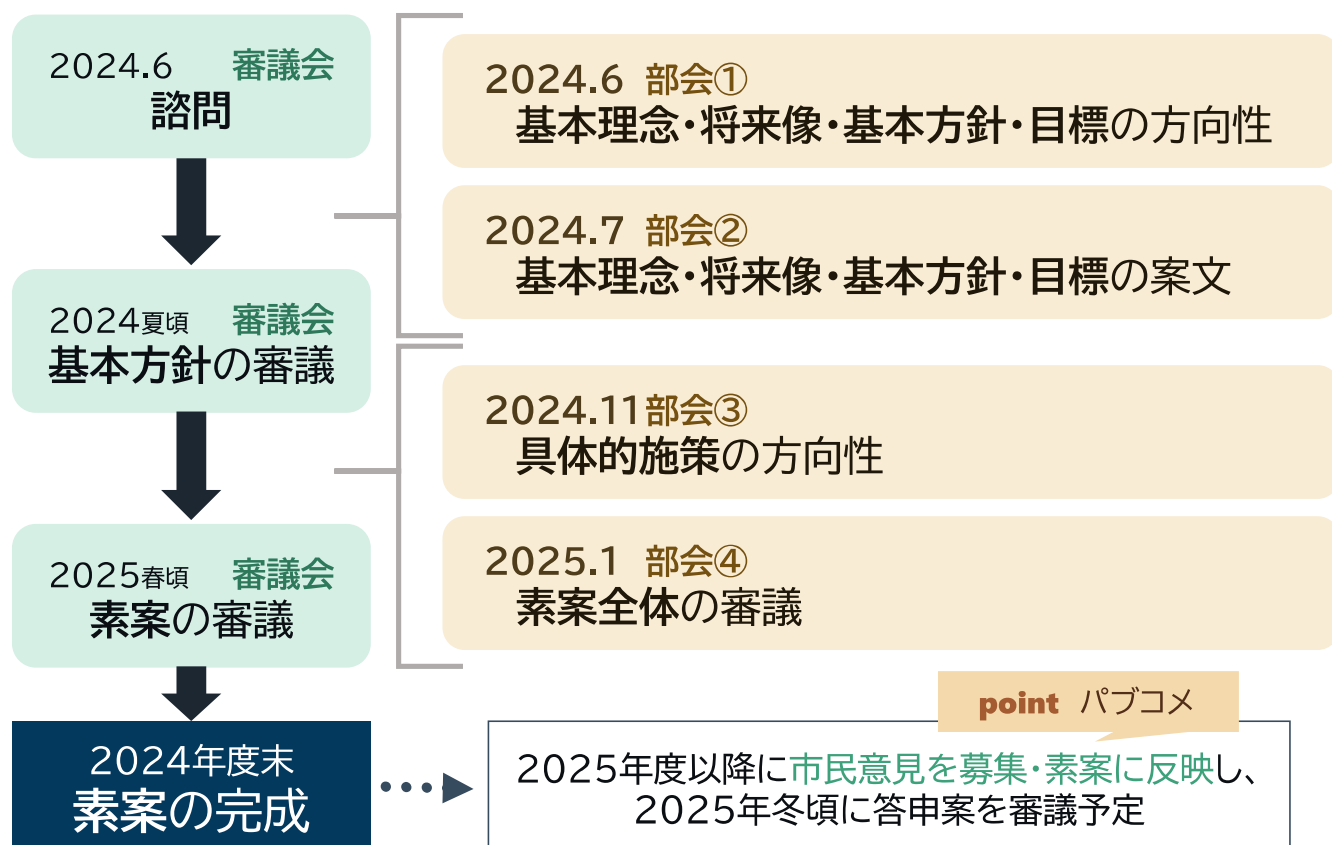
4. 将来像の方向性

5. 基本方針の方向性

6. 目標の方向性

3

1. 部会の進め方 - 2024(R6)年度の予定 -



4

目次

1. 部会の進め方

部会の実施スケジュール

2. 計画のフレーム

位置付け／対象／構成

3. 基本理念の方向性

4. 将来像の方向性

5. 基本方針の方向性

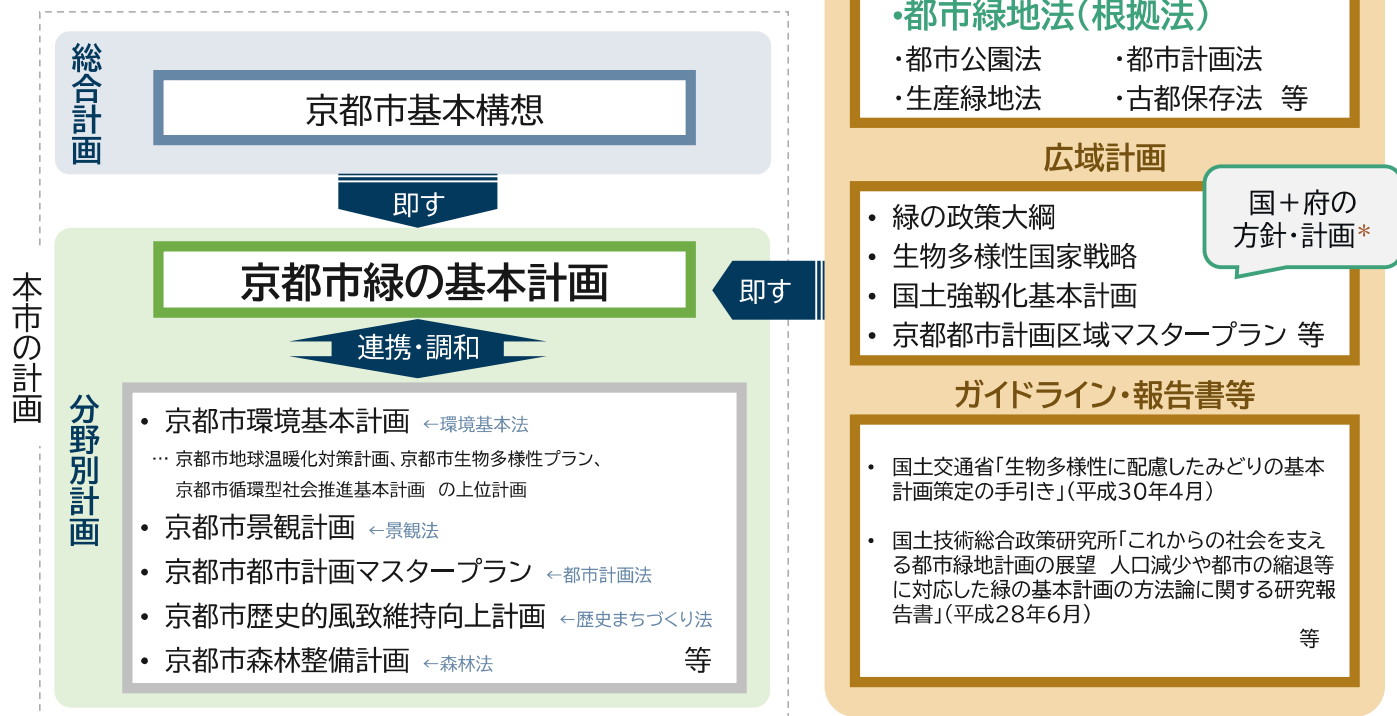
6. 目標の方向性

5

2. 計画のフレーム

■ 計画の位置づけ

… 法定計画 + 本市の分野別計画



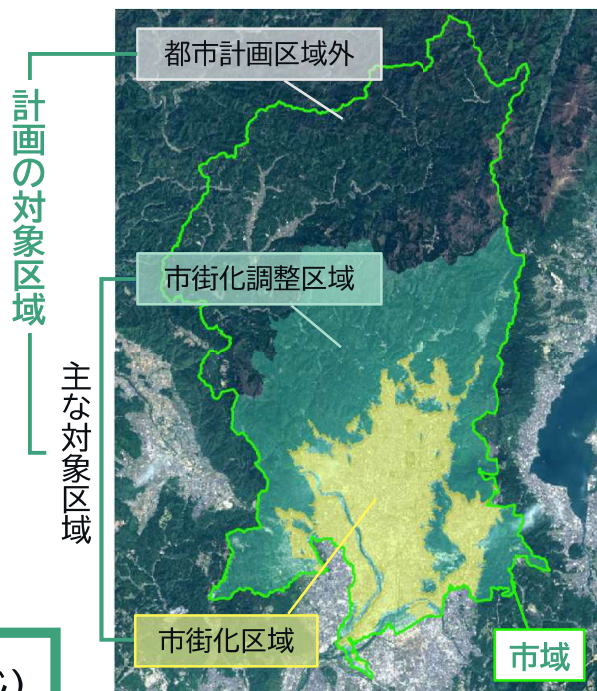
* 都市緑地法等の一部を改正する法律案(2024年2月閣議決定)で、緑地の保全及び緑化の推進に関する国の基本方針と都道府県の広域計画(仮称)が新たに追加

6

2. 計画のフレーム

■ 計画の対象区域

面積	市域	約 82,783 ha
	都市計画区域	約 48,051 ha
	市街化区域	約 14,980 ha
	市街化調整区域	約 33,071 ha
人口	2024年5月(推計人口)*1	約 144.0 万人
	2035年(将来推計人口)*1	約 137.5 万人
	2050年(将来推計人口)*1	約 124.1 万人



対象区域は市域全域とする(現行計画に同じ)

図. 京都市の都市地域*2

*1 京都市統計ポータル(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/sogo/toukei/>) / *2 国土地理院 GSIMaps(<https://maps.gsi.go.jp/>)及び「国土数値情報(都市地域データ)」(国土交通省)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>) を元に京都市作成

2. 計画のフレーム

■ 計画の対象となる「緑」

都市公園、街路樹等の公共の緑から、私有林や社寺林、緑化された民有地等の私有の緑まで、所有者・管理者に関わらず、あらゆる緑を対象とする

表. 京都市における多様な緑* (第17回審議会版から一部編集)

		緑の由来		
		① 二次的自然	② 歴史的緑地	③ 創出緑地
所有形態	私的空間	里山林、農地	京町家の庭園、巨樹・名木	民有緑地
	半公共空間	社寺林	社寺等庭園、史跡・名勝	文化施設等緑地
	公共空間	河川、河川敷、池、三丘	史跡・名勝	公園緑地、道路緑化、河川敷、疏水

point

都市の緑の多くは二次的な自然か、創出されたもの

原生的な自然

+

point

市内には、原生的な状態に近い緑も残る

* 柴田・福井・貫名・小宅「都市と周辺の緑地が維持する環境緩和機能及び生物多様性維持機能の統合的評価」(科学研究費助成事業)を参考に京都市作成

計画の対象となる「緑」の具体的イメージ

※()内は一例／★：国史跡・名勝、●：国天然記念物

原生的な自然

天然林、湿原等（●深泥池[生物群集]、●大田ノ沢[カキツバタ群落]、八丁平の湿原*¹）

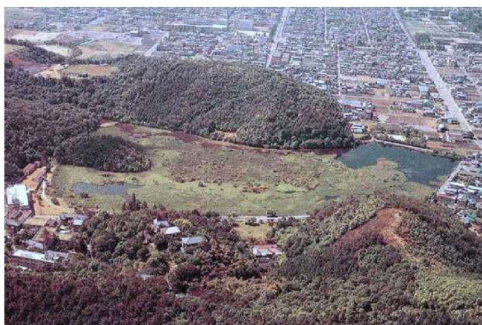
		緑の由来：① 二次的自然	
所有形態	私的空間	里山林	文化的利用林(東山)、薪炭林、人工林(北山杉産地)、竹林(大原野)
		農地	生産緑地[300㎡以上]、市民農園
	半公共空間	社寺林	神社(神山、糺の森、上賀茂神社)、寺院(御室寺、金閣寺、清水寺、醍醐寺)、離宮(桂、修学院)
	公共空間	河川* ²	一級河川[17河川](桂川)、準用河川[31河川](堀川)、普通河川[291河川]
		河川敷	原野(向島観月橋下流のヨシ原* ¹)
		池	ため池(宝が池、広沢池)
		三丘	★船岡山[都市公園+建勲神社]、吉田山[特別緑地保全地区/都市公園+吉田神社]、★雙ヶ岡[歴史特別保全地区]

*¹「京都の自然200選 京都市」(<https://www.pref.kyoto.jp/select200/kyoto.html>)

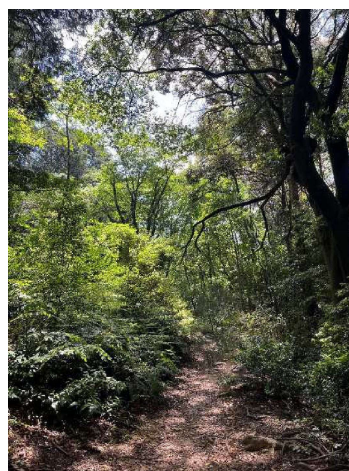
*²京都市河川整備課「河川管理区分」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000006382.html>)

9

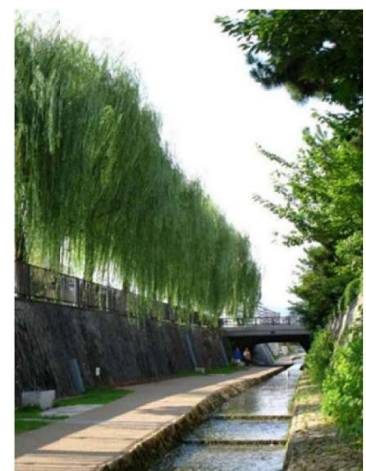
計画の対象となる「緑」の具体的イメージ



深泥池*



東山(高台寺山国有林)



堀川*

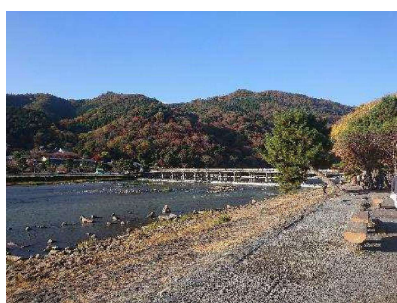
*「京都市緑の基本計画」(2010年策定)より

10

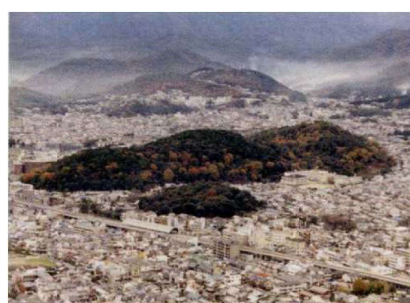
計画の対象となる「緑」の具体的イメージ

※()内は一例／★：国史跡・名勝、●：国天然記念物

緑の由来：② 歴史的緑地		
所有形態	私的空間	京町家の庭園 坪庭
		巨樹・名木 ●常照寺の九重ザクラ、●善峯寺の遊龍松、花背の三本スギ*1
	半公共空間	社寺等庭園 ★西芳寺庭園、★天龍寺庭園、★二条城二之丸庭園、★岩倉具視幽棲旧宅
		史跡・名勝 史跡（★御土居、★天皇の杜古墳[乙訓古墳群]） 名勝（★嵐山）
	公共空間	史跡・名勝 史跡（★船岡山） 名勝（★雙ヶ岡）



嵐山



雙ヶ岡*2

*1 「京都の自然200選 京都市」(<https://www.pref.kyoto.jp/select200/kyoto.html>)

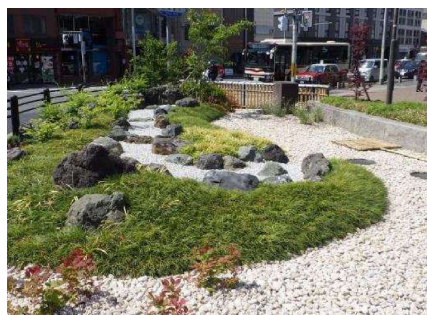
*2 「京都市緑の基本計画」(2010年策定)より

11

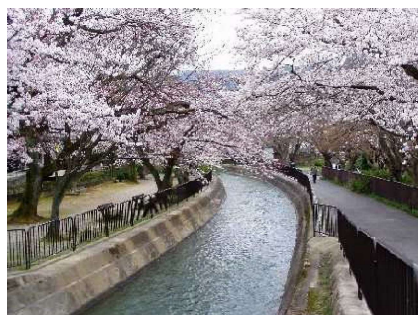
計画の対象となる「緑」の具体的イメージ

※()内は一例

緑の由来：③ 創出緑地		
所有形態	私的空間	民有緑地 個人邸・集合住宅の庭、植木・花壇、屋上・壁面緑化
	半公共空間	文化施設等緑地 植物園、大学構内、商業施設、オフィス等の緑地・広場等
	公共空間	公園緑地 京都御苑、都市公園（梅小路公園、宝が池公園、大宮交通公園、西京極運動公園、唐橋西寺公園、街区公園等）
		道路緑化 街路樹（御池通のケヤキ、桂坂のモミジバフウ）、雨庭
		河川敷 公園緑地(桂川緑地)、親水空間(鴨川、高瀬川)
		疏水 琵琶湖疏水（哲学の道、南禅寺水路閣、山科・伏見区域）



雨庭(四条堀川交差点)*1



疏水(東山自然緑地内)*2



桂坂の街路樹(モミジバフウ)*3

*1 京都市情報館(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000291687.html>)

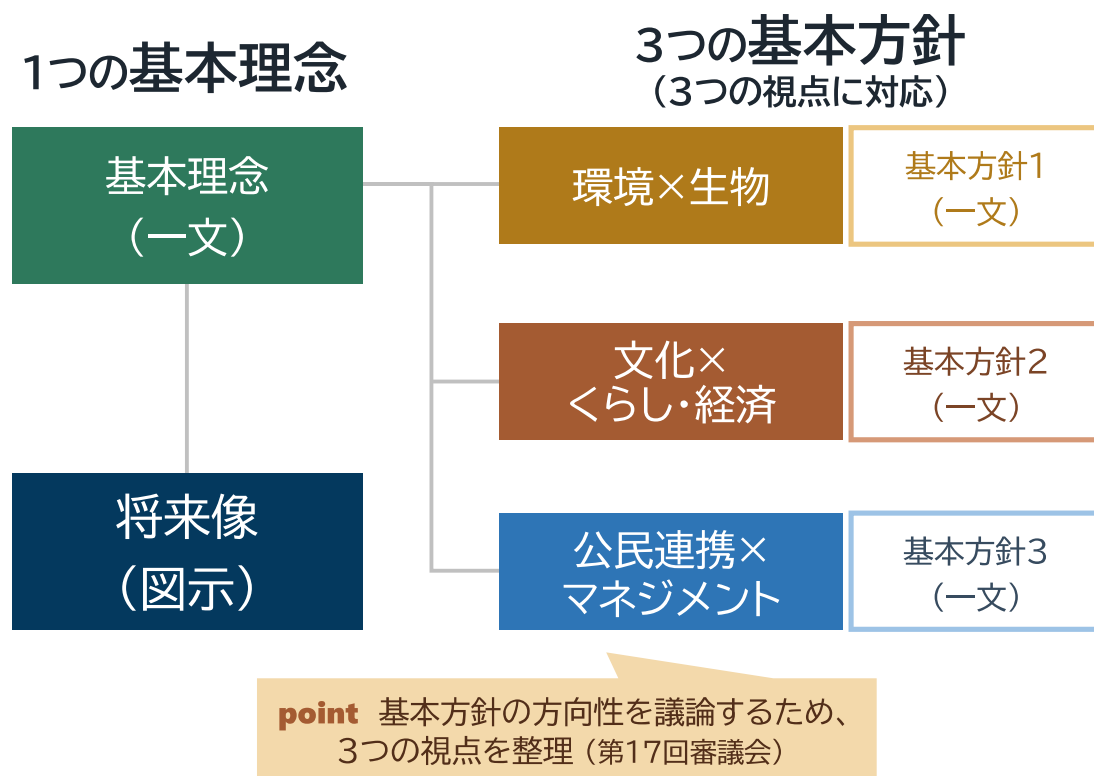
*2 京都市情報館(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000257047.html>)

*3 京都市情報館(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000258130.html>)

12

2. 計画のフレーム

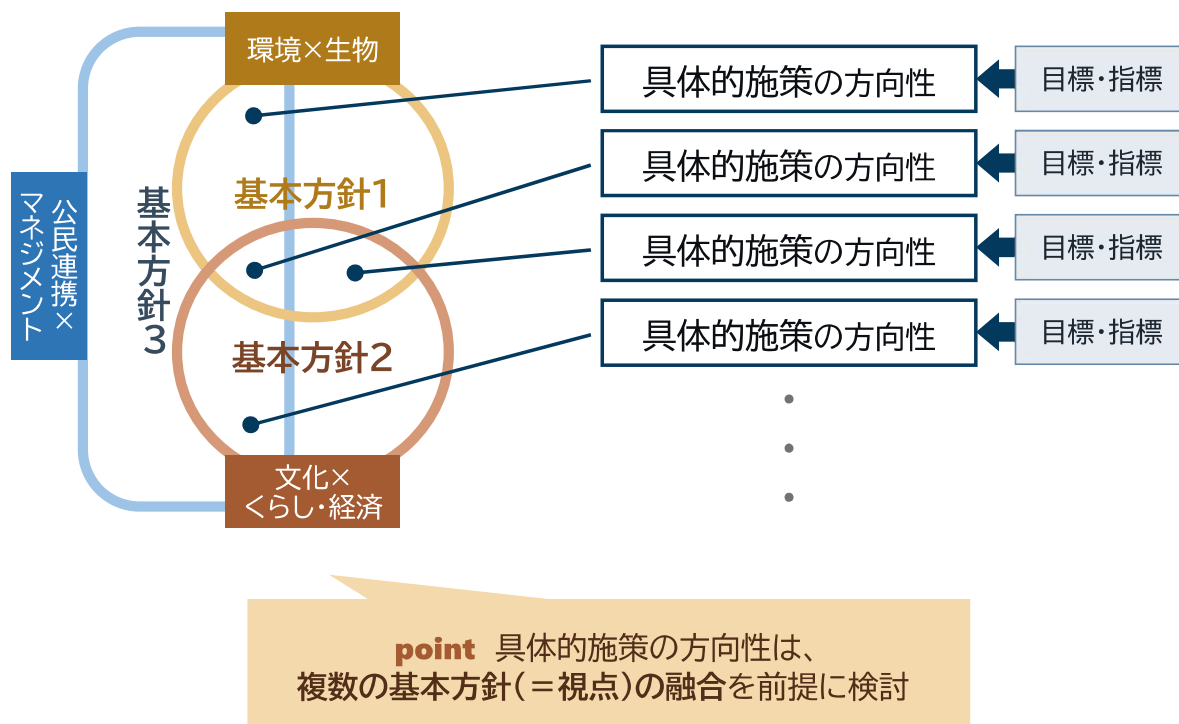
■ 計画の骨格



13

2. 計画のフレーム

■ 施策の体系



14

目次

1. 部会の進め方

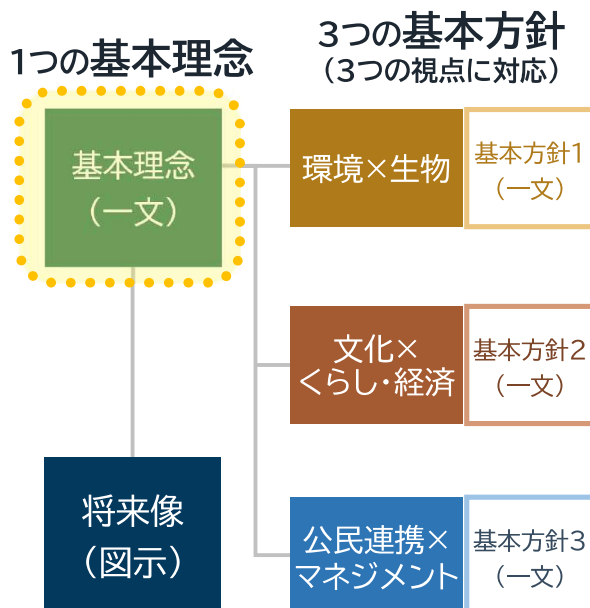
2. 計画のフレーム

3. 基本理念の方向性

4. 将来像の方向性

5. 基本方針の方向性

6. 目標の方向性



15

3. 基本理念の方向性

過去計画の基本理念

1993(H5)年 いきいきグリーンプラン京都 … 京都の緑の文化をひろげよう

1999(H11)年 京都市緑の基本計画

自然と共生しながら
環境にやさしい緑のまちをつくる

京都らしい緑の文化を守り、育て、
発展させ、古くて新しい緑のまちをつくる

災害に強い
安全で安心できる緑のまちをつくる

現行計画の基本理念

地球と生物にやさしい緑にあふれた
「環境共生のまち」をつくる

歴史的景観や緑の文化を未来へ引き継ぐ
「歴史と伝統のまち」をまもる

緑の優しさにつつまれた思いやりのある
「安心・安全のまち」を育てる

京都市の主な都市特性 (第17回審議会版から一部編集)

山紫水明
風致景観

森の文化
社寺林

歴史的市街地
国際都市

造園技術
庭園文化

産業のまち
観光都市

学びのまち
支え合い自治

癒し・憩い
支え合い自治

① 京都市らしさ・強みの反映 ② 緑ならではのアプローチ ③ 具体性(目指す都市生活)とオリジナリティの両立

次期計画の基本理念 イメージ

A案 “歴史・文化薫る緑” ① と共に生きる ②、潤いと彩り ③ あふれる京都へ

B案 緑に彩られた ② 千年の都の文化とくらし ① を未来へ

C案 山紫水明のまち ① で緑の文化をはぐくみ ②、世界へ発信する ③

16

目次

1. 部会の進め方

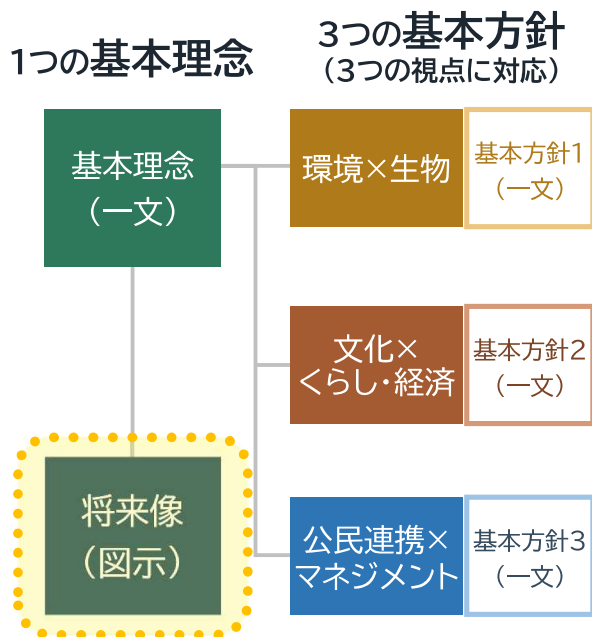
2. 計画のフレーム

3. 基本理念の方向性

4. 将来像の方向性

5. 基本方針の方向性

6. 目標の方向性



17

4. 将来像の方向性

■ 「緑の御所車」

1999(H11)年の「緑の基本計画」から継承

■ 次期計画に向けた方向性

- 幾何学的、人工的なデザインの見直し

point 有機的・自然的な表現

- 概念的・抽象的なデザインの見直し

point 緑の機能・効用のあり様や、
空間・生活の様子をビジュアルで表現

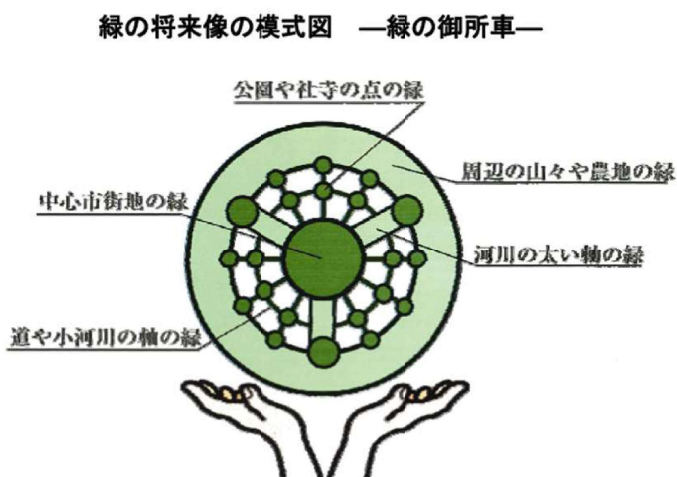


図. 「京都市緑の基本計画」における
緑の将来像

※第一次(1999)、第二次(2010)共通

「つなぐ」視点を引き続き大切にしながら、基本理念と並行してデザインを検討

18

4. 将来像の方向性

■ 他都市の事例

パターン①：俯瞰図（仙台市：2021年）＊



point 街の様子のリアルなイメージ

＊ 各市のホームページに公表されている「緑の基本計画」から抜粋（最終アクセス日：2024.5.16）

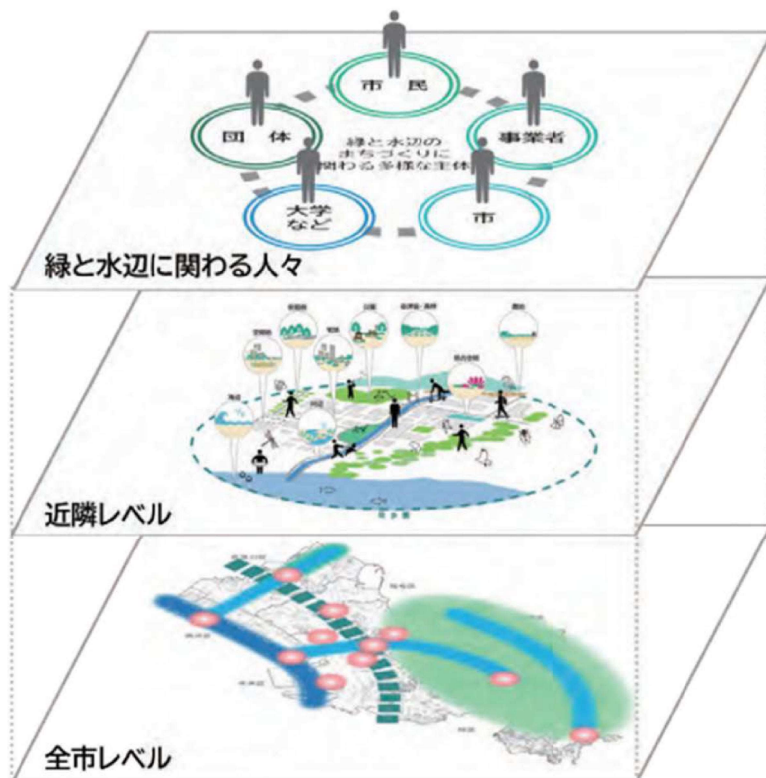
19

4. 将来像の方向性

■ 他都市の事例

パターン②：模式図
（千葉市：2023年）＊

point
複雑な内容を概念化



＊ 各市のホームページに公表されている「緑の基本計画」から抜粋（最終アクセス日：2024.5.16）

20

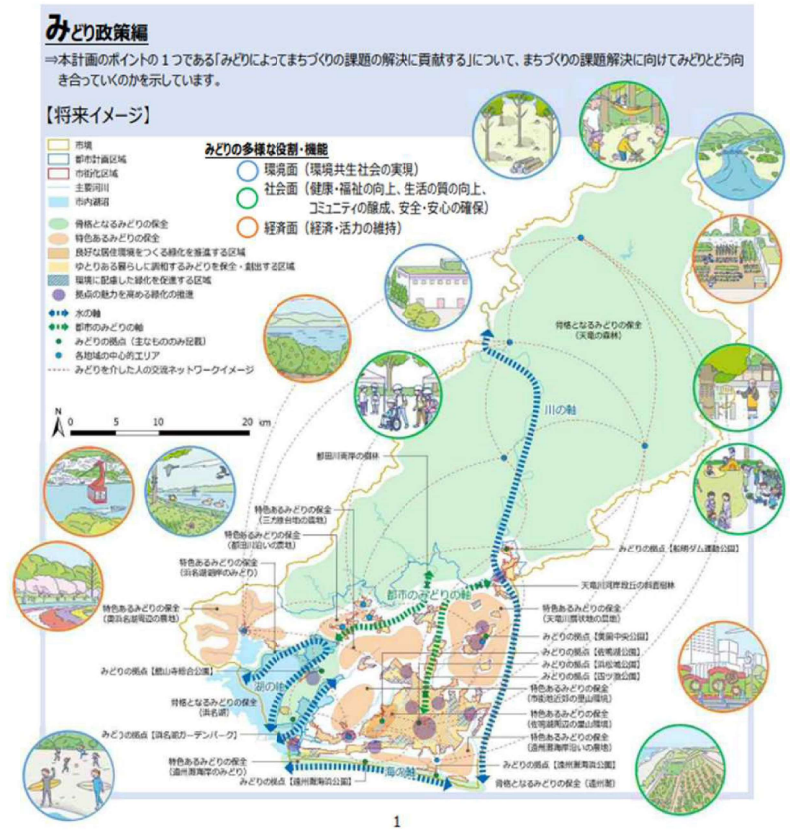
4. 将来像の方向性

■ 他都市の事例

パターン③：
配置図＋イラスト
(浜松市:2022年)*

point

具体性(緑のつながりの様子)
と分かりやすさ(くらしの様子)



* 各市のホームページに公表されている「緑の基本計画」から抜粋(最終アクセス日:2024.5.16)

21

目次

1. 部会の進め方

2. 計画のフレーム

3. 基本理念の方向性

4. 将来像の方向性

5. 基本方針の方向性

6. 目標の方向性

1つの基本理念

基本理念
(一文)

将来像
(図示)

3つの基本方針 (3つの視点に対応)

環境×生物

基本方針1
(一文)

文化×
くらし・経済

基本方針2
(一文)

公民連携×
マネジメント

基本方針3
(一文)

22

5. 基本方針の方向性

現行計画の視点

環境

関連する
基本方針

- 水と緑のネットワークづくり
- 市街地の緑の保全、創出、活用
- 周辺の山々と山すその緑の保全、マネジメント

国際的な動向

カーボンニュートラル

ネイチャーポジティブ

国内の動向

脱炭素社会

気候変動

都市における生物多様性保全

グリーンインフラ

30by30

都市緑地法

生物多様性の確保

エコロジカルネットワーク

本市の魅力と課題

環境モデル都市

SDGs先進都市

山紫水明

森の文化

社寺林

次期計画の基本方針

イメージ

環境 × 生物 の視点

A案 山紫水明の緑を守り育て、潤いある都市を創造する

B案 緑の拠点とネットワークが息づく、持続可能なまちをつくる

C案 恵みある緑で豊かないのちをつなぎ、環境に寄り添う都市を目指す

23

5. 基本方針の方向性

環境 × 生物 の視点が主軸となるもの

具体的施策の方向性

イメージ

三山・三川・三丘をはじめとする都市の基盤となる緑を守る

【対応するこれまでの取組の一例】

山・山すその保全、農地の保全、河川の維持管理、文化財の保護

生物文化多様性の保全・回復につながる緑を育てる

【対応するこれまでの取組の一例】

グリーンインフラ(梅小路公園いのちの森等)、緑の質の向上、森林資源の文化的利用

気候変動に柔軟に対応する都市を緑で支える

【対応するこれまでの取組の一例】

緑地の保全・緑化の推進によるCO₂吸収源の確保、グリーンインフラの形成(雨庭等)

24

5. 基本方針の方向性

現行計画の視点

文化

安心・安全

関連する
基本方針

市街地の緑の保全、創出、活用

周辺の山々と山すその緑の保全、マネジメント

国際的な動向

グローバル化

well-being

気候変動

国内の動向

インバウンド増加

こどもまんなか

災害の頻発・激甚化

高齢社会

福祉

グリーンインフラ

各種法令

居心地がよく
歩きたくなるまち

安全なまちづくり

本市の魅力と課題

国際都市

風致景観

ウォーカブル推進都市

インフラの老朽化

歴史的市街地

観光都市

誰もが快適に暮らす
ことのできる都市

地震

都市の熱環境

次期計画の基本方針

イメージ

文化 × 暮らし・経済 の視点

A案 人々の絆と文化を緑で紡ぎ、彩り豊かなまちを継承する

B案 誰もが緑の恵みを受け、心身豊かに過ごせるまちをつくる

C案 まちの基盤となる緑を形成し、人のつながりとくらしの安全を支える

25

5. 基本方針の方向性

文化 × 暮らし・経済 の視点が主軸となるもの

具体的施策の方向性

イメージ

京都に息づく緑の文化を次世代につなぐ

【対応するこれまでの取組の一例】

庭園文化の活用(雨庭等)、伝統の継承(和の花壇等)、巨樹・名木の保全(保存樹等)

安心・安全、心と体のすこやかさに貢献する緑をつくる

【対応するこれまでの取組の一例】

緑の魅力向上(公園再整備、長寿命化等)、インクルーシブ(公園遊具の設置等)

地域の絆を育む緑づくり(地域コミュニティやボランティア活動の促進等)

防災対策(広域避難場所の確保等)、減災・都市環境の改善(グリーンインフラの形成等)

都市の風情やシンボルとして人を惹きつける緑を形成する

【対応するこれまでの取組の一例】

新たな緑の形成(街路樹景観保全、東本願寺前市民緑地等)

今ある緑の活用(円山公園再整備、梅小路公園にぎわいづくり、史跡・名勝の活用等)

26

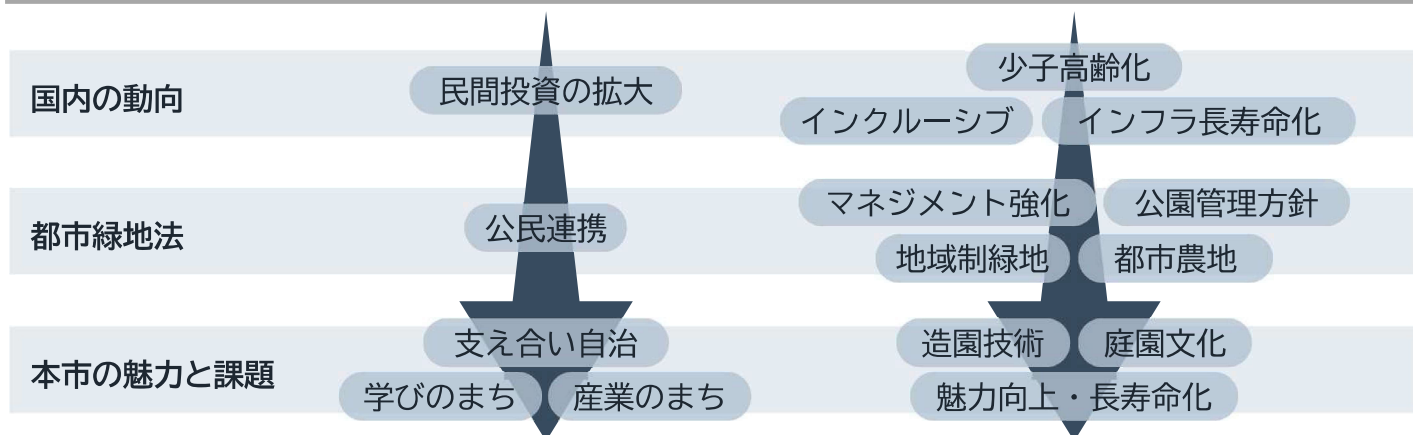
5. 基本方針の方向性

現行計画の視点

協働

関連する
基本方針

■ 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり



次期計画の基本方針

イメージ

公民連携×マネジメント の視点

A案 京都に集う力と世界に誇る庭園文化で緑を活かし、人と緑が共に生きる未来を追求する

B案 より良い緑のあり方を探り、実現しようとする、ひとの輪を広げる

C案 京都の力を結集して緑をマネジメントし、より良い未来を探求する

27

5. 基本方針の方向性

公民連携 × マネジメント が主軸となるもの

具体的施策の方向性

イメージ

市民・企業など多様な主体との連携により緑の魅力を向上する

【対応するこれまでの取組の一例】

既存ストックの活用(Park-PFI制度、Park-UP制度等)、
公園施設設置許可(梅小路公園再整備等)

学びのまち・京都の英知で新たな緑の未来を切り拓く

【対応するこれまでの取組の一例】

有識者等の意見聴取(審議会等)、証拠に基づく政策立案(EBPM)

庭園文化で培われた造園力を活かし、緑の質を高める

【対応するこれまでの取組の一例】

高度な造園技術の活用(紅葉街路樹剪定、公園樹木の育成管理)、文化財の保全(二条城等)

28

目次

1. 部会の進め方

部会の実施スケジュール

2. 計画のフレーム

位置付け／対象／構成

3. 基本理念の方向性

4. 将来像の方向性

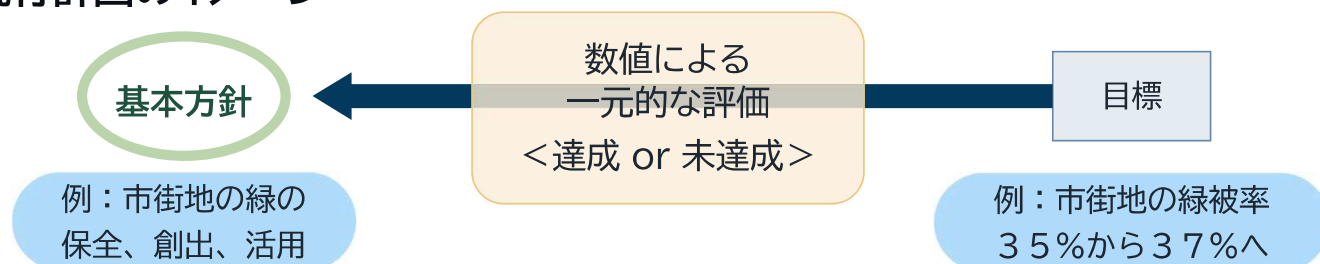
5. 基本方針の方向性

6. 目標の方向性

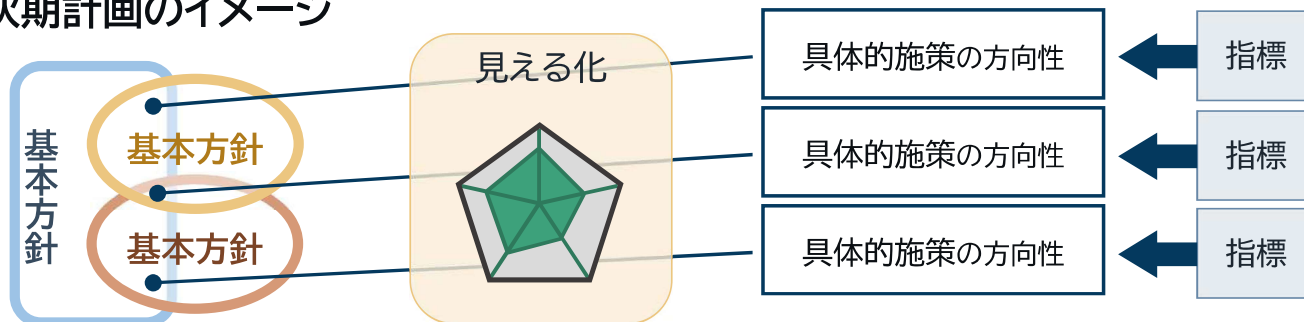
29

6. 目標の方向性

現行計画のイメージ



次期計画のイメージ



多角的な視点から、計画の実現を総合的に評価する仕組みを検討

30
(以上)

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

制定 平成25年11月15日 条例第49号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第 7 条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1)～(10) (略)

(関係条例の一部改正)

3, 4 (略)

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第 2 項各号（第 7 号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	(略)	(略)

(委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

7 (略)

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
(略)	(略)	(略)	(略)
京都市都市緑化審議会	本市の都市緑化，公園及び緑地に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	15人以内	2 年
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

○京都市都市緑化審議会規則

平成25年11月15日

規則第105号

京都市都市緑化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市都市緑化審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第3条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任し

ないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の審議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に審議会の会長又は副会長として定められ、又は指名されたものとみなす。

都市緑地法(抄)

昭和四十八年法律第七十二号

令和六年四月一日施行(令和五年法律第五十八号による改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の任務等)

第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たつて、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

3 この法律において「首都圏近郊緑地保全区域」とは、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号。以下「首都圏保全法」という。)第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

4 この法律において「近畿圏近郊緑地保全区域」とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号。以下「近畿圏保全法」という。)第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

三 地方公共団体の設置に係る都市公園(都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。第五項において同じ。)の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの

イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ロ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定(次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。)に基づく緑地の管理に関する事項

ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約(次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。)に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

五 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区(次号において単に「生産緑地地区」という。)内の緑地の保全に関する事項

六 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

七 緑化地域における緑化の推進に関する事項

八 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

3 基本計画は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六条第一項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

4 市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 市町村は、基本計画に第二項第三号に掲げる事項(都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針に係るものに限る。)を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

6 町村は、基本計画に第二項第四号イに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

7 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(後略)